

越谷市特定保健指導業務委託にかかる質疑に対する回答について

令和6年5月31日

越谷市保健医療部国保年金課
(担当：清田・山中・今川・鈴木)

名 称	越谷市特定保健指導業務委託（単価契約）
場 所	越谷市が指定する場所

上記案件について質疑がありましたので、下記のとおり回答します。

番号	質 疑	回 答
1	<p>仕様書 6. 業務内容 (5) 初回面談の分割実施 「・保健指導利用率の向上を目的として、初回面談実施のための工夫をすること。・1日あたり誘導員1名、階層化スタッフ1名、面談員2名を配置すること。」とありますが、階層化スタッフは専門職ではなくて良い、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>階層化スタッフは必ずしも専門職である必要はありませんが、業務内容を熟知し、健診会場で対象者を正確かつ円滑に案内できる者を配置してください。</p>
2	<p>仕様書 6. 業務内容 (2) 対象者への通知、募集等 対象者への通知について、印刷・発送業務を再委託することは可能でしょうか。</p>	<p>見積金額の50%を超えない範囲であれば可能ですが、必ず契約約款等に基づく再委託に係る手続きを行い、本市の承諾を得てください。</p>
3	<p>仕様書 6. 業務内容 (2) 対象者への通知、募集等 「・対面での指導の際は応募数に対して確保すべき会場数を提示すること。」について、参考に令和5年度実施された会場と日数をご教示ください。</p>	<p>令和5年度は以下のとおり会場と日数を確保しました。 越谷市保健センター：27日 越谷市中央市民会館：23日</p>
4	<p>仕様書 6. 業務内容 (4) 動機付け支援・積極的支援の実施 分割面談の報告は、2回に分けずに初回面談の実施後、1回の面談としてXMLで提出してよいか。</p>	<p>集団健診時の分割面談は、初回面談の実施の一部となります。そのため、健診結果が揃った後に実施する初回面談後に、XMLデータで報告をお願いします。</p>
5	<p>仕様書 6. 業務内容 (7) 脱落（候補）者報告 仮脱落及び脱落候補者への対応を記載されていますが、以下を教えてください。仮脱落の定義： 正式に途中離脱として処理する定義：</p>	<p>「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」の「2-8-3 途中終了（脱落・資格喪失等）の取扱い」の①に準じます。 ・仮脱落の定義については、「実施予定日に利用がなく、代替え日の設定がない、あるいは代替え日も欠席する等の状態で、最終利用日から未利用のまま2か月を経過した時点で、保健指導機関が</p>

		<p>ら保険者及び利用者に脱落者として認定する旨の脱落認定を通知すること」となります。</p> <p>・正式に途中離脱として処理する定義については、「脱落認定の通知後2週間以内に利用者から再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了と確定し、保健指導機関から保険者に対して確定した旨を通知すること」となります。</p>
6	<p>仕様書6. 業務内容</p> <p>(8) 事業の評価及び報告について</p> <p>初回面談の分割実施を行った場合、最終報告は分割実施分、初回面談実施分と分けずに、初回面談を実施したご報告でよいか。</p>	<p>番号4の回答と同じです。</p> <p>なお、分割面談の実施のみで、初回面談の実施ができない場合には、「(6) 脱落者防止対策」をお願いします。</p>
7	<p>仕様書6. 業務内容</p> <p>(5) 初回面談の分割実施</p> <p>健診会場での実施時間をお示しください(スタッフを配置する時間)</p>	<p>集団健診の受付が12時30分～14時であるため、面談は13時～15時30分頃を予定しています。</p>